

平成 27 年 3 月 31 日

## 平成 26 年度福岡県包括外部監査の結果報告書（概要版）

福岡県包括外部監査人 工藤 雅春

平成 26 年度包括外部監査の概要をご報告いたします。

### 第 1 監査の概要

項目	内容										
1. 監査の種類	地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査										
2. 選定した特定の事件(テーマ)	高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について										
3. 監査対象期間	原則として平成 25 年度とし、必要と認めた場合、平成 26 年度及び平成 24 年度以前の年度についても監査対象とした。										
4. 監査対象機関(部局)	<p>①福岡県の高齢者施策を実施する以下の課</p> <table border="1"><thead><tr><th>部名</th><th>課名</th></tr></thead><tbody><tr><td>新社会推進部</td><td>県民文化スポーツ課</td></tr><tr><td>保健医療介護部</td><td>健康増進課、保健衛生課、医療指導課、高齢者支援課、介護保険課</td></tr><tr><td>福祉労働部</td><td>福祉総務課、子育て支援課、保護・援護課、新雇用開発課</td></tr><tr><td>建築都市部</td><td>住宅計画課</td></tr></tbody></table> <p>②上記の課の高齢者施策に関連し、財政的援助を与えている以下の団体</p> <p>社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 公益社団法人福岡県老人クラブ連合会 公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会</p>	部名	課名	新社会推進部	県民文化スポーツ課	保健医療介護部	健康増進課、保健衛生課、医療指導課、高齢者支援課、介護保険課	福祉労働部	福祉総務課、子育て支援課、保護・援護課、新雇用開発課	建築都市部	住宅計画課
部名	課名										
新社会推進部	県民文化スポーツ課										
保健医療介護部	健康増進課、保健衛生課、医療指導課、高齢者支援課、介護保険課										
福祉労働部	福祉総務課、子育て支援課、保護・援護課、新雇用開発課										
建築都市部	住宅計画課										
5. 特定の事件(テーマ)を選定した理由	<p>我が国が抱える重要な課題の一つとして高齢化問題がある。</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計)によれば、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 32 年 29.1%、平成 42 年 31.6%、平成 52 年 36.1%、平成 62 年 38.8%、平成 72 年には 39.9%になり、急激に高齢化が進んでいくことが予想されている。</p> <p>福岡県においても全国と同様に推移していくことが予想され、県内の高齢者人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在 123 万人(前年度 118 万人)で、総人口の 24.1%(前年度 23.2%)を占めている。前年比で高齢者人口は 4 万 7 千人増加し、高齢化率は 0.9 ポイント上昇となり、確実に高齢化が進行していることがわかる。</p>										

項目	内容
	<p>このような中、福岡県においては、第 6 次「福岡県高齢者保健福祉計画」を策定し、「高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を目指し、施策に取り組んでいる。</p> <p>高齢者施策は、現状でも人口の約 4 分の 1 を対象とした重要な施策であるが、高齢化の進行によりその割合はますます増加し、医療・介護等の社会保障費は今後さらに増加していく。一方で、少子化により生産人口はますます減少し、一人当たりの税負担が増していき、より少ない経費で、より効率的な施策の実施が求められる。</p> <p>そのため、現状の高齢者施策の実施状況を検討し、今後の高齢者施策の適正かつ効率的な運営につなげることが有用であると考え、特定の事件として選定した。</p>
6. 監査の方法	<p>(1) 監査要点</p> <p>高齢者施策に係る財務事務の執行及び事業管理について、地方自治法第 2 条第 14 項及び 15 項の規定の趣旨である「住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」が達成されよう実施されているか否かについて、3E (有効性・Effectiveness、効率性・Efficiency、経済性・Economy)、真実性、適法性、公平性の視点から監査を実施した。</p> <p>(2) 主要な監査手続 (事前調査)</p> <p>①福岡県における高齢者施策として一般に公表されている情報に基づき、高齢者施策担当各課の実施状況を把握するアンケートを実施。</p> <p>②アンケートに基づき、高齢者施策担当各課の事業概要についてヒアリングを実施し、監査対象機関を絞り込み。</p> <p>(監査実施)</p> <p>③関係部署から提供を受けた高齢者施策に関する資料を閲覧及び担当者へのヒアリングを実施。</p> <p>④県の高齢者施策と関連のある財政的援助団体に対し、実地調査を実施。補助事業の執行状況について、事業管理資料・決算資料、帳票類の閲覧、ヒアリング等を実施。</p> <p>⑤社会福祉法人の現況調査の情報に基づく財務分析</p>
7. 監査の実施期間	平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
8. 外部監査人及び補助者	<p>包括外部監査人 公認会計士 工藤 雅春</p> <p>補助者 公認会計士 4 名、公認会計士試験合格者 1 名</p>

## 第2 監査対象の概要

### 1. 福岡県における高齢化の状況

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）によれば、我が国の高齢化の状況をみると、平成22年の高齢者人口約2,948万人。総人口に占める高齢者人口の割合は約23%。その後、平成42年（2030年）には高齢者人口は3,684万人。総人口に占める高齢者の割合は31.6%に増加すると見込まれている。

本県の高齢化の状況をみると、平成22年の高齢者人口は約113万人。総人口に占める高齢者人口の割合は約22%。その後平成42年（2030年）には高齢者人口約148万人。総人口に占める高齢者の割合は31.6%となり、全国の状況と同様に増加していくと見込まれている。

### 2. 福岡県の計画

#### （1）福岡県総合計画

福岡県の策定した総合計画（平成24年度から平成28年度までの5年間）では、目指すべき目標を「県民幸福度日本一」として掲げている。そして、「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるため、その実現のための「10の事項」の実現に取り組むとしている。

高齢者施策に関する方針は、この「10の事項」のうち、「3 高齢者や障害者が安心してはつらつと生活できること」において示されている。

#### （2）福岡県高齢者保健福祉計画（第6次）

福岡県では、「高齢者がいきいきと活躍でき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会」の実現をめざし、高齢者を取り巻く社会状況の変化や高齢社会をめぐる重要な課題に対して、基本的な政策目標を定め、施策の方針を明らかにするため、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体のものとした「高齢者保健福祉計画」（平成24年度から平成26年度までの3年間）を策定している。

### 3. 福岡県の高齢者施策の予算規模

平成25年度一般会計歳出予算は、全体で1,631,703,467千円である。このうち高齢者施策に位置づけられる予算は133,388,812千円で、一般会計全体の約8%を占める。

### 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

「Ⅰ. 各論（結果及び意見）」において、個別の高齢者施策についての結果及び意見を記載した。

「Ⅱ. 総論（意見）」において、包括外部監査全体を通しての意見を記載した。

#### Ⅰ. 各論（結果及び意見）

##### 1. 結果及び意見の概要

##### (1) 指摘・意見の区分

監査により検出された事項について、以下の観点から総合的に判断し、指摘と意見とに区分している。

区分	内容
指摘	短期的に是正措置を講ずる必要がある事項、誤り・不当・不正なもの
意見	長期的に改善すべき事項、誤り・不当・不正のうち軽微なもの 有効性・効率性・経済性の視点からの提言

##### (2) 部署別 指摘・意見件数

部	課	指摘	意見
新社会推進部	[1] 県民文化スポーツ課	5	3
保健医療介護部	[2] 健康増進課	1	1
	[3] 保健衛生課	—	—
	[4] 医療指導課	—	—
	[5-1] 高齢者支援課(企画管理係)	7	2
	[5-2] 高齢者支援課(施設整備係)	—	8
	[5-3] 高齢者支援課(施設運営係)	1	3
	[5-4] 高齢者支援課(監査指導係)	—	6
	[6] 介護保険課	1	5
福祉労働部	[7] 福祉総務課	1	6
	[8] 子育て支援課	1	2
	[9] 保護・援護課	—	4
	[10] 新雇用開発課	—	5
建築都市部	[11] 住宅計画課	—	5
財政的援助団体	福岡県社会福祉協議会	—	1
	福岡県シルバー人材センター連合会	—	(1)
	福岡県老人クラブ連合会	—	—
合計		17	51

( ) 県の部署に対する指摘・意見と同一の区分で記載しているため、再掲。

(3) 指摘・意見の一覧

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
[1]県民文化スポーツ課					
1. ねんりんスポーツ・文化祭開催事業					
指摘	①仕様書の明確化について	仕様書について、実施イベントの回数や規模が定められていない。仕様書への実施規模の記載が必要である。			27
	②事業報告の検証について	事業報告の提出を受けた段階で、大きく変動しているものについては、内容を確認することが必要である。			28
	③再委託の規定整備について	委託契約書において、再委託に係る規定が整備されていない。契約書において再委託に関する規定を整備する必要がある。			29
意見	①委託先の選定について	委託先選定については、単独見積りにより行われ、特命随意契約となっている。特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が存在しないという必要条件について慎重に検討する必要がある。			29
	②広告収入の検討について	多数の参加者を集客できるメリットを生かし、協賛を募り、広告収入や、寄付を得るなど収益化の方法を検討することで、開催経費の圧縮のみならず、イベントの活性化につながる効果が得られるのではないかとと思われる。			30
2. 明るい長寿社会づくり推進事業					
指摘	①仕様書の明確化について	仕様書の記載が不明確である。仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数など適切な事業規模を織り込んだ仕様書を作成すべきである。			31
	②参加対象者の設定について	当事業の参加者は広く高齢者を対象としている。しかしながら、現状では、老人クラブ加入者を対象としている。参加者募集に当たっては、老人クラブ加入の有無にかかわらず、広く高齢者一般に対して募集することが望まれる。			33
意見	①委託先の選定について	委託先選定については、単独見積りにより行われ、特命随意契約となっている。委託先については、他に実施可能な団体がないか否か慎重に検討を行う必要がある。			33
[2]健康増進課					
1. 認知症医療センター					
指摘	①仕様書の明確化について	仕様書において、委託内容の記載はあるものの、規模が定められていない。仕様作成に当たっては、事業内容のみならず、事業目的達成のために必要な開催回数や、目標参加者数などの事業規模を設定した仕様書を作成すべきである。			36

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
		意見	①事業実績の把握について	現状の事業実績報告では、どの委託項目を実施したものであるか明確になっておらず、把握が困難である。委託している事業が、適切に実施されているか否かを把握する必要があるため、報告方法の改善が必要である。	36
[5-1]高齢者支援課(企画管理係)					
1. 認知症地域医療支援事業					
		指摘	①認知症サポート医養成研修における事業の目標管理について	県には、現時点でサポート医養成者数の地域ごとの年次計画等はない。事業を実施し評価する上で、成果養成目標・計画を設定しておくべきである。	42
		指摘	②かかりつけ医認知症対応力向上研修における受講状況について	かかりつけ医の修了者数について、目標に対して大幅に未達となっている。当初設定した目標が妥当か否かを検討し、妥当な目標であれば達成のために必要な対策を講じる必要がある。	43
		意見	①認知症サポート医フォローアップ研修における受講対象について	研修対象者である医師の受講者全体に占める割合は25%に留まっている。対象者の範囲を広げることで、サポート医のフォローアップに焦点を絞った深度のある研修とはならない可能性がある。	44
			②事業管理と組織間の連携について（認知症サポート医フォローアップ研修）	相互に関連する事業を別々の課で担当している。今後、事業間のさらなる連携強化を図るとともに、より効率的・効果的に運営できる体制となるよう、必要に応じ見直しを行っていくことが望まれる。	45
3. 高齢者総合相談センター（シルバー110番）					
		指摘	①委託内容を超える事業の実施について	委託内容に含まれていない事業が実施されていた。委託内容と実施した内容との対比により、委託内容と相違がないか把握することが必要である。	49
4. 介護実習・普及センター運営事業					
		指摘	①事業の目標等に関する PDCA について	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。研修の開催回数や参加者数を指標とする PDCA サイクルの導入が望まれる。	51
			②仕様書に沿った事業実施について	個別研修単位では、仕様書で求める開催日数を満たしていない研修がある。事業管理を適切に行い、仕様の変更をする際には適切な手続きを踏んだ上で行うよう指導すべきである。	52

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
			③再委託先の適正な選定について	ブランチの再委託先選定に当たり、当再委託先から見積もりを徴取していない。再委託に際し適切な選定かつ、適切な委託料の執行がなされているか否かについて、管理する必要がある。	53
5. 福祉サービス苦情解決事業					
		意見	①事業実績の管理について 【福岡県社会福祉協議会への意見】	相談件数及び問合せ件数の大幅な伸びにも関わらず、事業費は前年度並みに据え置かれている。適切に事業費を算出するため、相談件数と対応人員とを適切に見込むことにより、事業費を毎年度見直すべきである。	56
7. 宅老所支援費					
		指摘	①事業の目標等に関する PDCA について	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつなげる PDCA サイクルの導入が望まれる。	59
[5-2]高齢者支援課(施設整備係)					
1. 介護施設開設準備等事業費補助金					
		意見	①補助対象について	事業者の中には補助金等を受領しなくても、自力で開設・増床等を行うことが可能な事業者もあるのではないかとと思われる。今後、内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。	63
			②取引業者について	事業者と何らかの関係が推定される業者との取引がある。法律上の規制は特に設けられていないが、補助金を受領していることや疑惑を招きかねないことを踏まえると、随意契約ではなく、競争入札とするなどの対策を講じることが望まれる。	64
2. 介護基盤緊急整備基金事業費					
		意見	①補助金支給対象施設の財政状況について	施設運営を主に行っている社会福祉法人が、剰余金を多額に法人内部に内部留保し、社会に還元していないという指摘が全国的な問題として取り上げられている。内部留保の取り扱いと補助制度の在り方について、国や他の自治体の動向も踏まえて検討していく必要があると思われる。	68
3. 高齢者福祉施設等施設整備費補助金					
		意見	①社会福祉法人における設計監理委託の特命随意契約について	補助の対象となる施設の設計監理委託について、複数業者からの見積書も徴取しておらず、特命随意契約されている事例が見受けられた。設計監理についても競争入札を要件とすることが望まれる。	71

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
			②社会福祉法人における利益相反行為について	利益相反行為が行われる場合には、理事に有利な契約が締結される可能性があるため、慎重な検討が必要である。また、委託費が適正な金額であったかどうかの検証は不十分であり、今後はこのような点も考慮すべきである。	72
4. 介護保険地域支援事業交付金					
		意見	①対象とする事業について	福岡県全体で高齢者向け施策を推進するために、たとえば、市町村独自に実施している施策と県が実施する施策を整理した「市町村別事業マップ」を整備することにより、事業の実施主体を問わず、地域別にどのような事業をどの団体（自治体、外郭団体、民間事業者等）が実施しているかを明示し、市町村へ情報提供することが必要と思われる。	75
5. 地域支え合い体制づくり事業					
		意見	①事業実績の検証について	補助事業の実績報告の検証に当たっては、補助により購入した備品等が有効に活用されていることを確かめる必要があると思われる。	78
6. 高齢者等在宅生活支援事業（福岡住みよか事業）					
		意見	①事業の有効性について	当事業と関連があるバリアフリーアドバイザー事業（建築都市部住宅計画課）の派遣実績は、年間わずか20件である。現在のまま推移するのであれば、窓口を一本化した方が効率的である。また、連携不足により当事業の周知活動が足りないのであれば、バリアフリーアドバイザー派遣事業と当事業（バリアフリー工事補助）とを連携するべきである。	81
[5-3]高齢者支援課(施設運営係)					
1. 身体拘束廃止推進事業					
		意見	①事業に伴う収入の取り決めについて	契約書、仕様書等において参加者収入の取り扱いが触れられていない。事業に伴う収入についても約定する必要がある。	83
			②事業実績報告における決算について	事業実績報告書における、当事業の決算書では、受講料収入が記載されておらず、委託料のみが収入として計上され、支出は収入と一致するよう記載されている。事業に係るすべての収益、費用について、実績報告で記載を求めるとの検討が必要であると思われる。	83
2. 介護職員喀痰吸引等研修					
		指摘	①委託先の選定について	委託先選定については、単独見積りにより選定し、特命随意契約としている。過年度実績に基づき単独見積りすることなく、委託先を選定すべきである。	86



部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
	4. 介護職員等技能向上支援事業				
		意見	①事業実績について	事業実績が計画に対し大幅に未達である。利用者のニーズを把握したうえで事業を開始し、効率的に実施することが求められる。	89
[5-4]高齢者支援課(監査指導係)					
	1. 社会福祉法人指導監督事務費				
		意見	①指導監査対象法人及び施設の選定について	県における社会福祉法人の指導監査は「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(厚生労働省通知)によっているとのことであったが、当通知どおりには指導監査が実施されていない。当通知に従って、県における社会福祉法人の指導監査のうち、一般監査は2年に1回実施すべきである。	94
			②現況報告書について	現況報告書として提出された書類を見ると、記載内容等が統一されていない。少なくとも提出書類については統一すべきである。	96
			③貸付金について	高額な貸付金残高を計上している法人がある。県の監査においても、継続的に指導を行っている。今後とも改善指導が必要である。	97
			④役員報酬について	役員報酬を計上している法人が散見されるが、役員に報酬を支給する執務実績があるか否か把握する必要がある。役員報酬の適正支給額については議論の余地があるが、勤務実態のない役員への支給は論外であるため、勤務実態に応じた支給を指導すべきである。	97
			⑤借入金について	県外の学校法人より借入を行っている社会福祉法人がある。社会福祉法人が学校法人から資金の借入を行うことは、不適切な取引であるため、当該取引を解消すべきである。	99
			⑥指導監査結果通知の改善措置について	指導事項を見ると、同様の指摘が散見されたことから、複数の法人に対して重複して指摘する項目については、事前に周知することにより「予防」することが可能ではないかと思われる。	99
[6]介護保険課					
	1. 介護支援専門員実務研修受講試験・養成研修事業				
		指摘	①介護支援専門員実務研修における実施報告について	指定機関1団体から事業報告書が提出されていなかった。県は、指定機関が適切に事業を実施しているか否かを確認するため事業報告が必要なはずである。事業報告書が期限内に提出されなければ、すみやかに提出を求める必要がある。	102

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
		意見	①介護支援専門員実務研修受講試験における申込み受付業務の委託先選定について	委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。委託先の選定については、他に実施可能な団体がないかどうか検討を行う必要がある。	102
2. 介護支援専門員支援事業					
		意見	①委託先の選定について(介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修)	委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。委託先の選定については、他に実施可能な団体がないか検討を行う必要がある。	104
		意見	②受講料収入の取り扱いについて(介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修)	受講料収入の取り扱いについては、契約書、実施要領等において特段定められていない。受講料の取り扱いについては、受講料が実費相当か否かに関わらず、契約書等において明記すべきである。	105
3. 介護サービス事業者指導・育成事業					
		意見	①指導監査における実施計画の策定について	実施計画について、年間の予定件数のみで、実施先、実施時期は定められておらず、実施計画としては具体性が乏しい。より具体的な計画・効果的な指導実施先の選定が求められる。	107
10. 介護サービス適正化事業					
		意見	①ケアプランチェックソフトの活用について	ケアプランチェック実施による金額的な影響を算出できれば、当事業が介護給付の適正化にどれだけの成果を上げることができたのかをより明確に把握することが可能となるものとする。	121
[7]福祉総務課					
1-1. 老人クラブ助成事業					
		意見	①目標値と実績との乖離について	目標と実績との間に乖離のある状態が続き、しかも乖離幅が拡大傾向にあるため、改善策の検討などの事業の見直しや目標設定の見直し等が行われるべきであるが、詳細な検討が行われていない。目標値が適切であったかという点から検討すべきであり、目標実現のための具体的計画値の設定の在り方について見直しが必要である。	125

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
		1-3. 市町村老人クラブ連合会健康づくり事業			
		意見	①事業の実施方法について	補助の対象となった事業を実施した市町村は、57件中25件に留まっており、県全体へ公平な事業が実施されていたか否か判断し難い。県全体としての助成の状況を担当課が把握できていないため、大局的に施策や各課の役割分担を決めたうえで、他部署の事業と重複したり、逆に欠如したりしないようにすることが望まれる。	128
		1-5. 高齢者相互支援推進・啓発事業			
		意見	①実績の確認方法について	目的の達成度を確認するための実績件数の捉え方が明確ではない。今後は適切な成果指標を目標とすることが望まれる。	131
		1-6. 新しい老人クラブ活動づくり支援			
		指摘	①魅力ある老人クラブへの転換事業における事業の主要実施項目の策定について	幅広い業務を一つの補助事業にすると、当該事業の継続の要否の判断や必要な事業予算の策定が困難となる。	132
		意見	①魅力ある老人クラブへの転換事業における補助の普及率に関するPDCAについて	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながるPDCAサイクルの導入が望まれる。	133
			②高齢者ネットワーク推進事業における補助の普及率に関するPDCAについて	目的を達成するための目標件数、目標普及率の設定が明確ではない。最新の状況を調査したうえで目標とする普及率等を設定し、実績を評価し、翌年度の計画見直しへつながるPDCAサイクルの導入が望まれる。	134
		1-7. 高齢者団体支援事業費（総論）			
		意見	高齢者団体支援事業費総論	高齢者向け施策が多様化しているため、福岡県老人クラブ連合会の位置付けを再検討すべきである。また、福岡県老人クラブ連合会に期待する事業や役割を見直すにしても、県の担当課は複数にまたがっている。現状のままでは高齢者向けの施策を全体的、統一的に検討することが困難であると思われるため、当該施策を俯瞰して運営できるような体制を検討することが望まれる。	135

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
[8]子育て支援課					
1. 高齢者子育て支援推進事業					
	指摘	①委託先の管理について		委託先である福岡県シルバー人材センター連合会の資料を閲覧したところ、県の承認を得ていない再委託や、同団体の経理規定に反した財務処理が見られた。県は、委託者として、調査、報告、監査が認められており、委託先の適切な管理が必要である。	140
	意見	①委託先の選定について		委託先選定については、単独見積もりにより行われ、特命随意契約となっている。仮に他に必要条件をクリアできる団体があるのであれば、競争原理を働かせるためにも、単独見積もりとするのではなく、価格その他の条件から最も有利なものを落札者とする公募型プロポーザル方式による委託先選定を検討すべきである。	141
		②70歳現役センター内設置コーナーの稼働状況について		子育てマイスターコーナーでの対面による相談は年間で42件にとどまっている。訪問者が少数である理由の分析や事業周知により、より高い効果の得られる運営が求められる。	142
[9]保護・援護課					
1. 生活福祉資金貸付事業					
	意見	①事業実績の管理について		貸付金の償還状況が極めて悪い。貸付事業は貸付けた後、回収するまでが一連の事務手続であるため、「福岡県生活福祉資金貸付規程」において、債権管理や債権放棄等に関する定めを整備する必要があると考える。	146
		②延滞債権について		健全債権、長期滞留債権ともに償還率が非常に低いため、債権回収の体制を強化する必要がある。福岡県社会福祉協議会としては督促等を実施しているとのことであるが、督促方法の見直し等の対応を図るよう求めるべきと考える。	147
		③福岡県社会福祉協議会における生活福祉資金特別会計の財政状況及び徴収不能引当金について		実態に即した引当金が計上されていない。適切な徴収不能引当金の計算を行い、財政状況を適切に財務諸表において表現するよう求めるべきである。	148
2. 日常生活自立支援事業					
	意見	①事業実績の管理について		実績件数が目標件数を大幅に上回っている。目標利用数の設定に当たり、前年度実績数を加味した数値を設定し、適切な予算措置を行うことが望まれる。	154

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
[10]新雇用開発課					
1-2. 70歳現役応援センター設置（県内全域展開含む）					
	意見	①再委託に係る契約方法について		県では、「70歳現役応援センター」を公益法人に特命随意契約で委託し、同法人は一部業務を民間職業紹介事業者に再委託している。県が委託業務の進捗状況や内容を把握する精度を上げていくためにも、直接委託することを検討すべきと思われる。	156
1-3. 70歳現役社会づくりモデル地域事業					
	意見	①変更承認申請について（荻田町）（筑後市）（みやこ町）		要綱で求める要件に従った変更承認申請書が提出されていない。変更承認申請書の提出が必要である。	160
1-4. 70歳現役社会実現に向けた高齢者の生きがいづくり促進事業					
	意見	①事業実績について		目標値に対し50%程度の集客となっている。目標数値として、決して高くない印象を受けるが、ニーズを調査する等により、実施内容の見直しや、周知方法の検討が必要と思われる。	163
		②事業の内容の重複について		当事業のWebサイトのコンテンツは、「福岡県70歳現役応援センター」のWebサイトと内容が重複している印象を受ける。既存事業と重複する事業に関しては、効率性を追求すべきであると思われる。	163
2. シルバー人材センター育成・強化事業					
	意見	①補助交付先の管理について（公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会補助金） 【福岡県シルバー人材センター連合会への意見含む】		福岡県シルバー人材センター連合会において、財務規程に反した取り扱いが散見されており、補助事業に関する事務の適正化を図る観点から、監査の実施方法や事務指導の工夫が望まれる。	165

部署	事業	指摘意見	項目	要旨	頁
[11]住宅計画課					
1. 地域優良賃貸住宅供給促進事業費					
		意見	①地域優良賃貸住宅建設費補助における補助対象事業の普及状況について	平成 25 年度において、補助金の受給件数は 1 件のみである。当事業を開始した当初は高齢者の住居を安定的に確保するという意義があったのであろうが、当該意義が現在も継続しているのかどうか検討すべきである。	168
		意見	②高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助における補助金の支給額計算方法について	補助金の計算方法は、計算式が複雑な割には入居者負担額の差が僅少となっており、負担能力の観点から疑問に思われる。また、複雑な計算式の設定により、職員の事務手続が煩雑になっているにもかかわらず、結果として入居者の負担にあまり差が発生しないのは、事務の効率性に問題があるように思われる。今後の在り方については国と協議していくべきであろう。	168
2. 住宅情報提供推進事業費					
		意見	①あんしん住宅事業における委託の成果について	目標数に対して、実績は毎年未達となっている。実績が目標に達しない場合、その原因を分析したうえで、事業の統廃合や目標を達成するための改善策、若しくは目標そのものを見直す等の検討をすべきである。	170
		意見	②あんしん住宅事業における特命随意契約の理由について	特命随意契約に当たっては、受託者が受託するに当たっての能力的な十分条件だけでなく、その相手以外に候補者が全く存在しないという必要条件について検討する必要がある。	171
		意見	③アドバイザー派遣事業における委託の成果について	年間派遣件数が 20 件しかなく、県民に広く活用されているとは言い難い。	172

## Ⅱ. 総論（意見）

項目	要旨	頁
1. 社会福祉法人について	財務分析結果より、全法人の平均値で見ても、社会福祉法人別で見ても、比較的財務内容が良い状況にあると言える。そこで今後は、いわゆる内部留保（利益剰余金）について、事業継続に必要な額を除いて計画的に社会福祉事業や公益事業に再活用するよう、県が社会福祉法人を指導することにより、更なる地域福祉の推進を図ることが期待される。	173
2. PDCA サイクルの活用について	監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E（有効性、効率性、経済性）や公平性の視点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。特に、有効性や効率性の視点からは、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れを Plan・Do・Check・Action サイクルにより適切に循環させていくことが課題と考えられる。	221
3. 特命随意契約について	随意契約審査会の制度については、これが形式的な審査となり、単に審査資料作成の事務作業を増やすだけの制度とならないよう、ガイドラインの厳格な適用と、適切な審査体制の維持が望まれる。また、ガイドラインから随意契約・特命随意契約を適用できる根拠を探すのではなく、より効果的・効率的に事業を進める方法が他にないかという姿勢で委託先選定に臨むことを期待する。	225